

日常生活用具の給付にかかる自己負担額(徴収基準月額)表

世帯階層区分(現行区分)			自己負担額(円) (徴収基準月額)
A	生活保護法による被保護世帯		0
B	市民税非課税世帯		0
C ₁	所得税 非課税 世帯	市民税均等割課税世帯	1,120
C ₂		市民税所得割課税世帯	1,450
D ₁	所得税 課税 世帯	前年度所得税 2,400 円以下	1,720
D ₂		" 2,401 円 ~ 4,800 円	1,900
D ₃		" 4,801 円 ~ 8,400 円	2,120
D ₄		" 8,401 円 ~ 12,000 円	2,350
D ₅		" 12,001 円 ~ 16,200 円	2,750
D ₆		" 16,201 円 ~ 21,000 円	3,120
D ₇		" 21,001 円 ~ 46,200 円	4,050
D ₈		" 46,201 円 ~ 60,000 円	4,670
D ₉		" 60,001 円 ~ 78,000 円	5,770
D ₁₀		" 78,001 円 ~ 100,500 円	6,870
D ₁₁		" 100,501 円 ~ 190,000 円	8,920
D ₁₂		" 190,001 円 ~ 299,500 円	11,000
D ₁₃		" 299,501 円 ~ 831,900 円	26,150
D ₁₄		" 831,901 円 ~ 1,467,000 円	40,350
D ₁₅		" 1,467,001 円 ~ 1,632,000 円	42,500
D ₁₆		" 1,632,001 円 ~ 2,303,000 円	51,450
D ₁₇		" 2,303,001 円 ~ 3,117,000 円	61,250
D ₁₈		" 3,117,001 円 ~ 4,173,000 円	71,900
D ₁₉		" 4,173,001 円以上	全額

継続品目について、1ヵ月分の給付決定を行う際の自己負担額については、上記自己負担額の2分の1とする。(10円未満の端数は切捨てとする。)

(注)

「世帯」とは、住民基本台帳上同一世帯となっている者で、かつ民法(第877条第1項)に基づく扶養義務者(本人の直系血族及び兄弟姉妹)及び配偶者とする。(外国人登録により同一世帯となっていない同住所地の者については、住民基本台帳上同一世帯となっている者と同様とする。)